

微量 P C B 汚染廃電気機器等把握支援事業補助金に係る消費税の取り扱いについて

兵庫県農政環境部環境管理局環境整備課
循環型プロジェクト係

兵庫県では、補助事業者が試料採取業者や分析業者に支払う消費税は補助対象とし、補助対象経費に含めています。

しかし、補助事業者によっては、消費税の確定申告において消費税額を仕入税額控除することにより、補助金のうち消費税等相当額を補助事業者が負担しない場合があります。このように補助事業者が実質的に負担しない消費税等相当額に対して補助金を交付することは適切ではなく、この場合、補助金交付要綱第 3 条及び第 4 条の規定により、消費税等相当額を減額・返還していただく必要があります。

そこで、補助事業者が課税事業者に該当するかどうかを確認するため、全補助事業者から様式 1「微量 P C B 汚染廃電気機器等把握支援事業に係る消費税及び地方消費税の取扱いについて」を提出していただきます。

また、課税事業者（仕入税額控除の対象事業者）である補助事業者におかれては、補助事業における消費税等相当額を確認するため、様式 2「仕入れに係る消費税等相当額報告書」を提出していただいたうえで、下記により消費税等相当額を減額・返還していただきます。

記

1 消費税相当額の減額に係る手続き

交付申請時、実績報告時に消費税等相当額が明らかな場合、それぞれの時点で消費税等相当額を減額したうえで、書類を提出してください。

消費税等相当額が分からない場合は、消費税込みの金額で交付申請・実績報告書を提出していただきますが、実績報告もしくは消費税の確定申告によって仕入控除税額が確定した段階で、消費税等相当額を減額・返還していただくことになります。

交付申請時に消費税等相当額が明らかな場合、その金額を減額して交付申請する。

実績報告時に消費税等相当額が明らかな場合、その金額を減額して実績報告する。

実績報告後に消費税等相当額が確定した場合、その金額を県に報告して返還する。

2 消費税等相当額の計算方法

見積書から消費税込みの補助対象経費（C）を算定し、消費税込みの補助額（D）を計算する。

補助率（D/C）を計算する。

仕入税額控除された消費税額に補助率を乗じ、消費税等相当額を計算する。

最後に、消費税込みの補助額（D）から、消費税等相当額を減じて、補助金額を算出します。詳しくは、「3 提出書類」の記入例で確認してください。